

令和7年3月3日

受注者の皆様へ

静岡市長 難波喬司
(建設局土木部技術政策課)

建設工事及び建設業関連業務における電子化への対応について

日頃より本市のインフラ整備並びに災害対応をはじめとする維持管理に、多大なご尽力と協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かねてより建設産業における生産性向上や働き方改革の推進にあたり、入札公告から完成(完了)納品までの一連において受発注者の事務負担軽減を念頭に、DX 促進並びに更なる電子化対応を検討し、令和7年度から取組む事項についてお知らせします。

なお、今回は事前連絡としてのお知らせになります。詳細につきましては毎年4月中旬に開催する契約事務説明会にて説明するとともに、市 HP にマニュアル等を順次掲載いたします。

1 書面主義の見直し(提出書類の電子化、情報共有システム等の利用促進)について(共通)

これまで「請負契約(約款)に定める請求、解除、通知、報告、申出、承諾及び催告は、書面により行うもの」としてきましたが、静岡市建設工事執行規則を改正し、令和7年度より書面提出のほか電磁的方法(情報共有システムや電子メール等)の利用が可能となります。

2 国土交通省標準様式への統一化について(建設工事のみ)

国土交通省を中心に全国で取組む標準様式への統一化について、本市も令和5年度より対応を開始し、今回、静岡市建設工事執行規則の改正を行い、5様式を改正します。

(改正する様式) 主任技術者等通知書⇒現場代理人等通知書、工程表、工期延長請求書
⇒工期延期届、完成届出書⇒完成通知書、修補完了届出書⇒修補完了届

3 オンライン電子納品の導入について(共通)

令和7年度より、成果品の納品が、これまでの電子媒体(CD等)からオンライン利用によるクラウド保管に変更になります。

4 電子保証制度の利用について(共通)

これまで書面にて交付されていた「契約保証」と「前払金保証」の保証証書について、令和5年10月に電子契約を導入したことに続き、令和7年度に入札公告する案件よりインターネットを通じて電子的に交付する電子保証制度の利用が可能となります。

＝通知に関する問合せ先＝
技術政策課 企画係
電話 054-221-1010